

令和6年度 高齢者のインフルエンザ予防接種

川口市保健所 健康増進課

※ インフルエンザの予防接種を受ける前に必ずお読みください。

1 インフルエンザ予防接種の必要性

インフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通の風邪に比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのも特徴です。

インフルエンザが流行すると、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率がふだんより高くなるという点でも普通の風邪とは異なります。予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは高齢者の発病防止や特に重症化防止に最も有効な方法です。

2 予防接種の実施

- 1) 対象者 川口市民で、
①接種日時点で65歳以上のかた
②接種日時点で60歳以上65歳未満のかたで、心臓、腎臓、呼吸器、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者1級程度の障害を有するかた（身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要となります。対象となるか不明な場合は、健康増進課にお問い合わせください。）

2) 実施期間 令和6年10月1日 ～ 令和7年1月31日

3) 接種回数 1回

4) 自己負担 1,000円

※上記対象者のうち次の（1）または（2）に該当するかたは、自己負担免除となります。

接種の際に下記書類の提出が必要となります。

- （1）生活保護世帯のかた：生活保護受給証の写しを医療機関に提出。
他自治体の生活保護受給証であっても、住民登録が川口市にあれば対象者となります。ただし、生活保護を受けているかたでも、年齢により対象者にならない場合は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。（接種料金は医療機関によって異なります）
- （2）中国残留邦人等支援給付を受給されているかた：本人確認証の写しを医療機関に提出。

※市が委託している「実施医療機関」以外で接種を受けた場合、全額自己負担（有料）となりますのでご注意ください。

5) 実施場所 市が委託している「実施医療機関」にご予約の上、接種を受けてください。

（市内の実施医療機関は裏面をご覧ください）

※令和6年10月1日～令和7年1月31日の期間、裏面医療機関以外の埼玉県内の一部医療機関でも、市の補助による予防接種が可能です。接種を希望されるかたは、健康増進課へ事前に（接種日の10日前まで）必ずご確認ください。

- 6) 持ち物 ・マイナンバーカード、健康保険証など年齢を確認できるもの
・自己負担免除に該当するかたは、生活保護受給証の写し等
・対象者②に該当するかたは、身体障害者手帳の写し、または医師の診断書

7) 他の予防接種との間隔

令和4年7月より、接種間隔の制限が見直され、インフルエンザ予防接種と他の予防接種（新型コ

ロナウイルスワクチン含む）との接種間隔に制限がなくなりました。

8) インフルエンザワクチンの効果持続期間

予防接種を受けてからインフルエンザに対する免疫力が定着するまでに約2週間かかり、その効果は約5か月間持続します。なるべく12月の中旬までに接種を受けておきましょう。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、赤み、かゆみ等が現れることがあります。また、注射部位の発赤、腫れ、疼痛等、全身症状として発熱、寒気、頭痛、だるさ等がみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があり、そのほとんどは30分以内に現れます。その他に急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギランバレー症候群、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発作等が現れるという報告があります。

インフルエンザ予防接種によって引き起こされた重篤な副反応により、医療機関での治療が必要になるような健康被害が生じた場合には、予防接種健康被害救済制度により、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。

4 予防接種を受けることができないかた

- 1) 明らかに発熱しているかた（37.5℃以上）
- 2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- 3) インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内に起こる、激しいアレルギー反応）を起こしたことがあることが明らかなかた
- 4) 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられたかた、全身性のアレルギーを疑う症状があったかた
- 5) その他、予診等で医師が接種に不適当な状態だと判断した場合等

5 予防接種を受ける前に

インフルエンザ予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に相談し、十分に納得した上で、接種を受けてください。

予診票は接種を受けるかたが責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 2) 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- 3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- 4) 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や過度の飲酒は避けましょう。

7 その他

- 1) インフルエンザの予防
常日頃から十分な栄養や休息をとることが大切です。感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器等を使って加湿しましょう。外出時は人込みを避けマスクを着用、また帰宅時のうがい、手洗いも、普通の風邪の予防と併せておすすめします。

- 2) 副反応が起こった場合
接種後まれに副反応が起こることがあります。また、ほかの病気と併発して現れることもあります。接種後に、接種部位の痛みや熱を伴ったひどい腫れ、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱等が現れたら、医師の診察を受けてください。

【問い合わせ】 川口市保健所 健康増進課 ☎048-256-1135